有効期間が平成35年２月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第88548号	液体けい酸加里肥料	くみあい液体けい酸加里肥料919号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第88549号	化成肥料	高度化成Ｓ720亜鉛入り	東菱肥料株式会社	茨城県神栖市砂山４番地

有効期間が平成35年２月12日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第76633号	化成肥料	丸ツバメ苦土入り高度３号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番５号

有効期間が平成35年２月19日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第4812号	尿素	46.0粒状尿素	日産化学工業株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第3302号	化成肥料	化成三素肥料	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69008号	液状複合肥料	多木尿素有機入り液状複合肥料１号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第69009号	液状複合肥料	多木尿素有機入り液状複合肥料２号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第71578号	液状複合肥料	東西尿素有機入り液状複合肥料10号	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第71579号	液状複合肥料	東西尿素有機入り液状複合肥料12号	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第75056号	液状複合肥料	大成尿素有機入り液状複合肥料12号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第81337号	液状複合肥料	GE尿素入り液状複合肥料220号	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第83514号	液状複合肥料	GE尿素有機入り液状複合肥料12号	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第84577号	液状複合肥料	多木アミノ液状複合肥料200号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第92927号	液状複合肥料	多木尿素有機入り液状複合肥料14号改	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第92930号	液状複合肥料	東西尿素有機入り液状複合肥料14号改	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第93763号	副産窒素肥料	アミノ酸醗酵副産肥料１号	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番１号
生第93766号	化成肥料	ALK有機入り固肥１号888	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番１号
生第102665号	配合肥料	太陽１号	サンアット肥料株式会社	北海道千歳市上長都1190番地１
生第102736号	配合肥料	太陽２号	サンアット肥料株式会社	北海道千歳市上長都1190番地１
輸第9760号	副産苦土肥料	軽焼マグネシア１号	糸賀　仁	千葉県船橋市藤原７丁目15番９号
輸第13913号	副産複合肥料	ALK液肥７号	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番１号
輸第100065号	化成肥料	ALK固肥２号	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番１号
輸第100174号	副産窒素肥料	アミメイト700	味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
宮城県名取市閖上字北釜一番一から同市閖上字北釜一番一まで	後	一二・〇メートル	〇・二キロメートル
宮城県名取市閖上字北釜一番一から同市閖上字北釜一番一まで	前	一三・〇メートル	〇・二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
福島県相馬市中野字前一三六番から同市中村字砂子田一六番一まで	後	一一・〇メートル	〇・四四キロメートル
福島県相馬市中野字前一三六番から同市中村字砂子田一六番一まで	前	一二・九メートル	〇・四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所